

明朝官僚の徴税責任

——考成法の再検討——

谷 井 陽 子

〔要約〕 明朝初期の税糧徴収は、現物による長距離輸送を前提として、徴税に特化した機構が担っていたが、一条鞭法の施行に伴い、州県掌印官を窓口とする通常の行政機構が扱うようになる。それによって、明中期には税糧徴収の責任体系が再構築され、巡撫・巡按が監督するという制度が確立した。これは撫按を頂点とする行政機構の再組織化の一環でもある。万暦期の張居正による考成法は、こうした動きの帰結であり、撫按による監督業務を中央でさらに統制しようとするものであった。考成法は張居正以後も一貫して運用されたが、抜け道が多く、実際の人事との結びつきも薄弱であったため、徴税実績の向上に与えた効果は疑わしい。税糧徴収の徹底が明朝政権を支える縉紳地主層の利益に抵触するものであった以上、実効を上げ得る制度の設立・施行には限界があった。この限界は明清交替に伴う政治状況の一変によって破られ、徴税に関する官僚統制も根本的に変化することになる。

史林 八五巻三号 二〇〇二年五月

はじめに

明末清初期、中央集権的な官僚統制が強化されていく過程において、万暦期に張居正が開始した考成法は、画期的な意義をもつものとして注目されている^①。特に税糧徴収の分野において、考成法は張居正の財政上の成功と結びつけて高く評価され、清初に同様の制度がもつと洗練された形で存在することから、その先駆けをなすものと位置づけられ、さらに清

代には行政処分法が律例から分離して体系化されることと関連づけて、人格主義の統治理念から脱人格的・機械的な行政理念に移行していく趨勢さえ指摘されている^②。

集権的な皇帝独裁体制が内実を備えていく上で、考成法の施行が一定の意味をもつことは疑いない。しかし、張居正が推進して強力な反発を招き、論議の的となったことは、その前提となった制度変革の流れを軽視させ、考成法に突出した位置づけを与えているように思われる。また、清朝が考成法を採用したことから、明清両制度の比較を行なわぬまま、明から清への制度の継承を想定するのは、予断と言うべきであろう。そもそも官僚人事に関わる問題であるにもかかわらず、人事制度の基礎研究を欠いたまま論じられてきた結果、明代の考成法に関する従来の研究には、基本的な点で少なからぬ誤解が見られ、それが考成法の位置づけにも影響を及ぼしている。明末の考成法をそれだけ取り出して扱ってきたために、考成法の評価そのものにも問題を生じ、王朝国家による官僚統制の流れを理解する上でも、偏った認識を与えることになったと考えられるのである。

本稿では、税糧徴収という国家にとつてとりわけ重要な職務について、一定水準の成果を保証するため、明朝国家が官僚たちをどのように管理統制していったかを跡づける。それによって、一義的には技術上の制約を課せられ、さらに政治的に規定された管理制度が、どのように発達し得たかを明らかにしたい。すなわち、徴税業務に関する官僚機構の管理法が、技術的条件に基づいて変化し、改めて組織化されていったこと、考成法はこの組織化の帰結であり、同時に明代の政治状況では超えられない限界をもっていたことを示す。清朝入関後の制度は、明制の単なる修正版ではなく、表面的には似ていながら根本的な部分で大きく異なることがある。明清交替を境にした制度の連続性と断絶性とを明確にすることは、明清を通じた政治体制の流れを理解するためにも必須の作業となる筈である。

① 茅海建・宋堅之「張居正綜核名實的思想和他的考成法」(《中国古代史論叢》一九八一年第二輯)、岩井茂樹「張居正財政の課題と方法」

(岩見宏・谷口規矩雄編「明末清初期の研究」京都大学人文科学研究所、一九八九年。以下「岩井論文(A)」と略称)及び「明末の集権と

「治法」主義——考成法のゆくえ——」（和田博徳教授古稀記念
清時代の法と社会」汲古書院、一九九三年。以下「岩井論文(B)」と略

称)。
② 前掲岩井論文(B)。

一 明初の収糧機構と責任体系

まず、明初に定められた税糧徴収機構の構造を明らかにしておく。明初の収糧機構は、一般に里甲制と糧長制を軸として説明されている。糧長は、経済上・財政上重要な位置にあった江南を中心に設けられたため注目され、糧長制が確立した地域の徴税業務は、一般に糧長の役割を中心として叙述される。糧長は里長らを監督して民戸から税糧を集め、数量を点検し、所定の倉まで運ぶ役割を負っていた。糧長の下部組織については先行研究の蓄積があるが、糧長が誰にどのよう管理されるのかは従来あまり問題にされず、共通理解を得ていない^①。梁方仲の古典的な研究は、糧長が中央政府の直接管理下にあったとしている^②。その根拠は、糧長が戸科ないし戸部に赴いて勘合を受領（後に南京戸部の差吏が各省に出向いて配布）し、倉庫に納入する際にその勘合に証明を受け、戸部に返還して確認を得るという手続きにある。この手続きを見る限り、糧長と戸部の間に介入する管理者は存在しないので、中央直轄という結論が導き出されるわけである。しかし一方で、糧長が何らかの形で府州県の監督を受けていたことに言及する研究もある^③。その場合、府州県がどのように徴税機構に介入するのは、説明されていた験しがない。要するに、末端の納糧戸から然るべき政府機関にまで至る徴税機構の全体像が、明確になっていないのである。

糧長は確かに「有司が税糧を徴収するのは不都合であるために」設けられたものである^④が、そのために地方官が収糧業務と無関係になったわけではない。糧長の設置によって「有司は部糧官一員を議差して、某処に赴いて交納せしむるに過ぎず、甚だこれ心力を勞さず^⑤」とされるように、少なくとも「部糧官」を遣わして何かをさせる必要はあったのである。

部糧官とは正規の官名ではない。「部糧典史」といった呼称に見られるように、何らかの官にある者が特定の職務を帯

びると部糧官になる。その職務について明文化された規定は見られないので、断片的な史料から再構成するしかない。「部糧」の語は宋代には見られ、糧米の管理・輸送を意味している。^⑥元代には「部糧官」の語が行政用語として用いられる。^⑦宣徳五（一四三〇）年から正統七（一四四二）年まで蘇州府知府を勤めた況鍾の奏疏には、「部糧官」と明記してはいないものの、部糧官の具体的な活動を窺わせる以下のような記載が見える。

①府の推官が上司に「差部秋糧」させられていて、訴訟の審理に当る官がなく不都合であるから、同知・通判各一員を増設して「催部秋糧・軍需」を任せ、推官の別途差遣を許さないようにして欲しい（『況太守集』卷七・請添設官員十六缺奏、宣徳五年七月初三日）。

②秋糧を四方に運送するのに、一県につき三員の官を遣わして「分催督運」させていたが、手が足りないので、「治農県丞」らを遣わして附近の南糧米を「催運」させたと、欽差刑部右侍郎の成均から、彼らに「差部秋糧」させるのは許さないと言われたが、それでは税糧完済は難しい（『況太守集』卷七・治農官改兼催糧官奏、宣徳五年十一月）。

③「催糧県丞」が「臨清倉糧」を「部運」しに行つたまま、いまだに帰つて来ない（『況太守集』卷十・提取貪賊逃避官員奏、宣徳七年五月二十七日）。

これら「秋糧」「倉糧」の「差部」「催部」「部運」は、宋以来の「部糧」の用法とも合致しており、「部糧」の語を引き伸ばせばこうした句になるものと思われる。税糧徴収に伴う通常の、必要不可欠な業務として扱われており、しかも専従の官が設けられておらず、府県の属官が随時委任されている。ここに表われたような官が、まさに部糧官であると考へてよからう。①の「差部」と「催部」、②の「催運」と「差部」の言い換えから、税糧の催促徴収と運搬、殊に②③の用例から、然るべき納入地まで随行することが任務であったと考へられる。また、宣徳五年九月二十日の日付をもつ況鍾の榜示は、糧長・船戸がどの税糧をどれだけ徴収したかを用品に記入していき、完納したら「部糧官吏処」^⑧に持つて行つて「查考」を受けよとしている。つまり、部糧官は糧長らの収糧状況を監視することによって、催徴（催促徴収）を行なう

のである。徴収された糧米は、積み出しに便利のよい暫定的な集積所に保管され、徴収が完了すると輸送に向かう。同年の在京各衛倉に関する規定で、廩ごとに牌を置いて「部運官吏」以下の姓名を書くとしているように、所定の倉に納入するまでは、部糧官が最高責任者となる。納入が終わると倉官から証明書（通関）が交付され、任務が終了する。このように、部糧官は糧長らを監督して、催徴から輸送まで一貫した形で収糧業務を取り仕切るものであった。宣徳期に鎮江府民が経歴を勤めた韓盟の慰留を求めた際、「連歲部糧して措置に法あり、小民安んずるを獲、糧に虧欠なし」と評しているように、単なる名目的な統率者ではなく、実質的な業務監督を行っていたのである。

②から明らかなように、部糧官は「四方の輸送先に分派」されるので、その管轄区分は輸送先によって定められたと考えられる。催徴は輸送の対象が異なっている不都合であろうから、自分が担当する輸送先に運ぶべき税糧を催徴した筈であるが、催徴は糧長を通して行なうのだから、臨清なり徐州なり特定の輸送先に税糧を運ぶ糧長らを督促して、その管下の税糧を集め輸送することになる。従って、一県から派遣された部糧官が全県の税糧を担当したとは限らないし、州県の境を跨いで管轄区分をもった可能性さえ排除できない。一般には一県に一人の部糧官が普通であったと考えるべき根拠があるが、少なくとも、通常の行政単位である州県が、そのまま固定的に「部糧」の単位であったわけではない。

史料で確認できる限り、部糧官に任命されているのは府州県の属官であるが、命じているのはその府州県の掌印官（長官）とは限らない。例えば②では、知府の況鍾が県の属官を直接差配している。①で蘇州府通判に部糧を命じた「上司」は、知府たる況鍾よりも上級の官であろうし、別途差遣を「許さないように」という請願は、知府より上級の権威に対する規制を念頭に置いていると見るべきであろう。直隸には布政司がないので、この場合は③で言及されている欽差侍郎を指すと思われる。つまり、部糧官は地方の上級官僚によつて差配・委任されていることがわかる。

そもそも、遠隔地輸送が必要となる起運分の税糧は、各布政司（直隸は各府州）ごとに割り当てられている。現物主義を原則とする当時の財政システムでは、布政司が起運分をすべて一箇所に集め、それから納入先ごとに分配するなどとい

う非効率的なことはできない。どこで徴収した税糧をどこに送れと、布政司レベルであらかじめ指示して、複数の納入先に向かう無駄なく遺漏のない経路を設定する必要がある。その際、現地で指揮に当る部糧官の指定までしておくのは、責任を明らかにする上で着実な措置と言ふべきである。ただし、地方の他の業務に支障を来さないように、府県が自ら選任することを特に定める場合もある。^⑭ いずれにせよ、地方の収糧機構の全体的な枠組みは、布政司や直隸の府州（ないしはその範囲を対象に派遣された中央官）によつて決定されたと考えられる。

部糧官の任務遂行状況は、任命した上司の直接的な管理の対象ではなかったと見られる。少なくとも、州県から布政司に至る掌印官は、収糧の成果を直接確認する機会をもった形跡がない。収糧から輸送に至る全過程が、州県を始めとする地方衙門と離れた場所で行なわれ、複数の流れを形成しているのだから、やむを得ないことであろう。もつとも、報告による状況把握は行なわれており、府は県ごとに、県は都ごとに、已完（完済）・未完（未済）が各々いくらになるか、戸房を介して知ることができた。^⑮ そのため、期限を過ぎての未完に対しては、後述するように知府や知県が督促することがあった。

基本的に以上のような構造をもつ収糧機構において、一定期間内の徴収高に不足が生じた場合、どのような措置が講じられるのか。明初において最も明確に規定しているのは、洪武三〇（一三九七）年制定の『大明律』戸律・倉庫・収糧違限である。所定の期限を過ぎて徴収不足の場合、「其れ提調部糧官・吏典・分催里長・欠糧人戸は、各々十分を以つて率と為し、一分足らざる者は杖六十。每一分、一等を加え罪杖一百に止まる」とし、一年以上たつても不足であれば「人戸・里長は杖一百・遷徙。提調部糧官・吏典は処絞」と定める。

「提調部糧官」は「提調（特定業務の管理に充当）された部糧官」と解することも可能である。その場合、徴収不足の責任を問われるのは部糧官以下のみで、それ以外の地方官は除外されることになる。だが、明代前半に広く流布した註釈書『律條疏議』は該当個所を「提調與部糧官」と解しており、確かに『大明律』には「提調官」の語も現われる。^⑯ この語は

元代には見られ、だいたい倉庫・科挙・工程のいずれかに出向いて監督を行なう官を指している。収糧に即した用例では、特定の官が倉庫に派遣されて錢糧欠損の有無を監査するというものがあり、その意味ならばこの条文にも合致する。明初の地方官制において、具体的にどの官に相当するかと言えば、管下の税糧徴収を一応把握している府州県の掌印官か、後述する管糧官か、どちらかしか考えられない。今のところ判断する決め手を欠くが、この条文が「提調官」をも対象にしているとするれば、府州県の掌印官が税糧徴収の責任を負われる可能性も排除できない。しかし、同じ『大明律』戸律の中でも、荒蕪田地条においては「県官」の「長官」と「佐職」が対象として明記されていることを考えると、少なくとも税糧徴収については、州県官を州県官であるが故に責任主体とみなす意図がなかったことがわかる。これは唐律以来の歴代法制と比べて特異な点であり、^⑮部糧官以下の機構設定と同様に、明初の政権が収糧に関しては通常の行政ヒエラルキーではなく、収糧機能に即した責任体系を想定していたことを示している。

この条文は、部糧官と里長の間で重要な役割を果たす糧長に言及していないが、況鍾の宣徳五年八月初八日付の奏疏^⑯に引く行在戸部劄付には「もし期限を過ぎても不足であれば、州県の提調部糧官吏は律に依って罪に当てる。糧長・納戸は一年以上滞納すれば直ちに附近の衛に発して充軍とする」とある。つまり、官と胥吏は律によって、糧長と納戸は別途定められた例によって処罰されることになる。概して罰則が厳しいのは前代の法制と比べて明らかであるが、^⑰現実にとりだけ適用されたかは疑わしい。税糧の長期滞納は、常にあまりにもありふれた現象だからである。実際、明代中期には、律の収糧違反条は死文化していたという。^⑱仮に明初には厳密に適用されたとしても、官吏の場合、公罪であれば杖罪以上は罪名を記録されて、九年通考の際の評定材料とされるに止まる。^⑲記録された公罪が考課の際に考慮されるとの規則は前代からあるが、その有効性には多大な疑問が呈されている。^⑳律例による罰則規定が、収糧の責任を追究する手段として機能していたとは考えにくい。

① 小山正明「明代の糧長について——とくに前半期の江南デルタ地帯

を中心にして——」(『東洋史研究』第二七巻第四号)は「県下の行政

系統が異総(異全体)——糧長・扇書(区)——里長・書算(里)という構成をとっていた」とするが、その根拠としては県・区・里の各行政区画に対応する職役がそれぞれ置かれていたことを示すのみで、「行政系統」と呼べるほどの統属関係や業務上の連繋があったことは実証されていない。

② 梁方仲『明代糧長制度』(上海人民出版社、一九五七年)三五―三六頁。

③ 例えば、星斌夫『明代漕運の研究』(日本學術振興会、一九六三年)一五五頁は、糧長の不正が甚だしかったため宣徳期頃にその監督に当る官吏が設けられたとし、後述する治農官の設置に触れる。その他、「官僚や胥吏の糧長に対する搾取が強化されるようになった(山根幸夫『明代徭役制度の展開』(東京女子大学学会、一九六六年)六一頁) など暗に官吏による監督を示唆する表現は少なからず見られる。

④ 『御製大誥統編』水災不及賑濟第八十五。

⑤ 『御製大誥』設立糧長第六十五。

⑥ 例えば『統資治通鑑長編』に「儀州推官薛奎部糧至塩州(卷四一)」「令軫運司遣一員、部糧隨軍(卷三三九)」、「建炎以來繫年要録」に「恭爲劉豫部糧至淮陰原、遂以所部舟十五艘、米千五百斛來獻(卷八五)」などの用例がある。

⑦ 例えば註⑬に引く『大元聖政国朝典章』(以下『元典章』と略す)所載の条画など。

⑧ 『況太守集』卷二・通禁蘇民積弊榜示。

⑨ 「部糧官」ではなく「部糧官吏」とする記載も間々見られるが、これは部糧官の下で事務をとる胥吏を加えて並称した表現であろう。

⑩ 正徳『大明会典』卷三九・倉廩二・内外倉廩一・事例。

⑪ 『明実録』宣徳六年正月己卯条の巡撫直隸侍郎周忱案に引く。

⑫ 洪武一九年の自序をもつ何廣「律解辯疑」が戸律・倉庫・收糧邊限の註釈の中で「提調部糧官・吏典、以一県該徵之數、約爲十分」と言い、「一県」単位を念頭に置いていらしいため。

⑬ 宣徳三年、郎中以下の六員が各部侍郎として、浙江等布政司と南北直隸府州県に、税糧徵收を總督するため派遣されていた(万曆『大明会典』卷二二・倉廩二)。

⑭ 『況太守集』卷七・治農官改兼糧官奏に引く大理寺卿胡概奏では、治農官を置く際に「府県自行委官部運、不許別項差占」としている。

⑮ 正徳『大明会典』卷一一・到任須知二「新官到任各房供報須知式様」に、戸房の司吏が新官に提出する水案の年号を附した文書の雛型が載録されているが、その中に「未完事件」として夏秋秋糧の畧別(または都別)未完状況を記す部分がある。

⑯ 『大明律』戸律の戸役・逃避差役、倉庫・虛出通関硃鈔、同・守支錢糧及擅開官封、同・起解金銀足色、同・転解官物など。

⑰ 『元典章』戸部卷七・倉庫・関防錢糧事理に「所在倉庫、親臨上司提調正官、每季分輪計点、但有短少、隨即究問追理」「令提調官輪番赴庫、牽照一切勘合文憑、比對赤曆單狀、計点実有見在」などとする。

⑱ 『故唐律疏議』戸婚・輪課稅物逾期の律文は「諸部内輪課稅之物、逾期不充者、以十分論、一分笞四十、一分加一等」と定め(疏議によれば「輪課稅之物」とは「租・調及庸、地租、雜稅之類」のこと)、注に「州県皆以長官爲首、佐職以下節級連坐」とある。この点を疏議は「刺史・県令、宣導之首、課稅連限、實在長官」と解説する。而して法以後の租稅未収・未納に関わる法令も、基本的にはこの律の変形と云つてよい。南宋の「慶元條法事類」卷四七・違欠稅租に引く戸婚勅

は「諸稅租未限滿、欠不及壹分、県吏人・書手・戸長、筭肆拾、令佐罰參拾壹。壹分、杖陸拾、令佐、罰陸拾壹。州吏人、筭肆拾、都孔

目・副都孔目官、笞貳拾、幕職官、參拾直、通判・知州、貳拾直。每
 壹分、各加貳等、至參分罪止。……とする。元の至元三十年以前の
 条画は「稅糧初限十月終、中限十一月終、末限十二月終。違限者、初
 限笞四十、再犯杖八十。……若有失陷、或稅石不足、各處違魯花赤・
 管民官・部糧官、不分首從、一同斷罪」としており、至元三十年には、
 この条画を確認して「上年稅石違限、不行納足去處、定將各路府州司
 隸正官・首領官・人吏、依條斷罪、宣慰司首領官・人吏違慢、亦行斷
 罪」とする(『元典章』戸部卷十・納稅・稅糧違限官員科罪)。

二 徵稅促進のための政策的措置

明初において、徵收不足の際、關係者に圧力をかけるため実施されたことを確認できる方法は、上記のような罰則規定とは異なる。まず、府州県の正官について言えば、任期中の收糧延滞が、考課の対象とはならなくても、考課を受ける条件に抵触することはあった。原則として、地方官は三年の考満(任期満了)ごとに証明書を發給(給由)され、吏部に赴いて考課を受ける。その結果が「平常」「称職」であれば同じ品級内で別ポストに異動、「不称職」であれば降格され、いずれも九年目の通考で黜陟される。『明実録』宣德五年十月癸酉条に引く山西按察使張政の上奏は、「管下の府州県官が、考満に際して任内の稅糧を全額徵收できていないため、久しく現地に留まったまま吏部に赴くことができず、そのためポストを空けて後任の配属を行なう(作缺銓注)^②」のが難しいということがある。多くは雜職官に委任して職務を代行させており、下の者が服従しない」ことを訴え、「おそらくは全国各処みな同様であろう」と述べている。これによって、稅糧の全額徵收を考課の前提条件とするのが、この時期の通例であったことがわかる。そのような明文規定が洪武・永樂期の史料に見られないので、いつ始まったのか不明であるが、元代にも同様の制度が見られること^③から、元朝より引き継がれたとも考えられる。この条件のために人事異動が進まないということは、かなり厳密に実施されていたと見るべきであろう。

^① 『況太守集』卷七・遵旨會議奏。

^② 註^①参照。

^③ 雷夢麟『誠律瑣言』戸律・倉庫・收糧違限条。

^④ 『大明律』名例・文武官犯公罪、及び「諸司職掌」吏部・考功部・事故・紀錄。

^⑤ 梅原郁「宋代の贖銅と罰銅——官員懲戒のひとつま——」(梅原郁編『前近代中国の刑罰』京都大学人文科学研究所、一九九六年)二二六—二二七頁。

ところが、この問題に対して張政は、「およそ天下の官で三年・六年の考満を迎えた者は、いずれも吏部に赴かせ証明書を発給して、^④もとの任務に復帰させよ。不足している税糧は、期限を決めて追徴し、完済しない者は律のとおり罪に問う。九年の考満を迎えた者については、ただちに後任の配属を行ない、任内の錢糧を完済してはじめて証明書が発給を許す」と提案する。これは事実上、三年・六年の考満を迎えた者は、税糧を全額徴収できなくても、官歴を継続できるようにするということである。これに対する宣徳帝の諭旨は、「何事も適宜が大事である。もし必ず税糧完済を待つて考課に赴くならば、官職が空になり職務が疎かになることが多かるう。張政の言に従うがよい」というものである。地方行政の円滑な遂行を税糧徴収に優先させるのが、決定の趣旨であるのは明らかである。府州県官はこの時点で、三年ごとに税糧の完全徴収を迫られることがなくなつたと解される。

九年目の考満に際しては、従来と同じく税糧完済が考課を受ける条件となる。実際、宣徳八年三月の蘇州府知府況鍾の奏疏^⑤に、呉江県知県の賈忠が九年の考満に際して「現に任内の未完の税糧を督促している」とあるなど、九年目の条件は引き続き守られていたことがわかる。しかし、そもそも当時の地方官にあつて、九年考満を迎えることがどれだけ一般的であつたかが問題である。洪武一九年現在のことを記した『御製大誥統編』松江逸民為害第一には、「開国以来、兩浙・江西・兩広・福建に設けられた有司官は、いまだに一人も任満がない」とあり、正統六年正月二五日付の況鍾の奏疏^⑥でも、蘇州府は「洪武年間に衙門を開設して以来、一員の考満もなかつた」という。これらの地方官が、任満を待たずに昇進していったにせよ、任満までもたずに費消されたにせよ、任期を全うしないのが当り前のような状況では、九年目にのみ厳しい条件を課しても影響は少なかつたのではないか。収糧完遂を考課の条件とする制度は、この時点で骨抜きにされてしまつたと考えられる。

恒常的な規則としてではなく、徴収不足が累積すると、政治的措置として臨時に懲罰が設定されることもあつた。宣徳二年正月の河南按察司の上奏によれば、河南の税糧は永樂二〇年から二二年分まで滞つていたため、「布政司堂上官・府

正官の経管する者は皆責状、布政司首領官及び府佐以下、並びに州県官吏は皆杖一百、卒年を限りて完せしむ」という措置がとられていたという。^⑦ 宣徳五年正月には、行在刑部・都察院が「天下の布政司・按察司・府州県等衙門官」の「税糧逋負は八千餘万石、公事不完は数万をもつて数う」という職務怠慢を弾劾し、折しも朝覲に集まっていることから、法司に付して断罪することを請うている。^⑧ だが、前者は所定の期限を半年超過してもなお「税糧不完は、蓋し民力の艱難による」としてさらに期限の延長を認め、後者は「朕念うに、民力艱難にして、且つ郡県の官は賢なるあり否なるあり」として、吏部に「其の任に称わざる者を簡えらび斥く」ほかはみな赦すという結果になっている。

そもそも税糧の徴収不足を理由に地方官を処罰することは、「県官、職は撫字にあり。輒りに此をもつてこれを罪するを得ず」という永樂帝の言葉^⑨に示されるように、あまり芳しいこととはされていない。地方官の考課の対象が、まず戸口・田土の増大であったのも、民生の安定と繁栄を図ることこそ有司の職務という考えの表われであろう。税糧徴収は、その不足が公罪として記録されて、考課に何がしか影響を与えたかもしれないという僅かな可能性はあるものの、基本的には考課の対象とされていない。^⑩ 連年の徴収不足に対する特別措置も含めて、地方官への懲戒処分は熱心に行なわれたと言い難い。積欠が深刻な問題となっていた状況を考えれば、むしろ政策的に抑制されていたと見るべきであろう。

それでは、税糧徴収率を上げるために、実際にはどのような策が講じられていたのか。まず、徴収以前の施策として、農業・農民の保護育成が行なわれている。これは宣徳期の江南地方を中心に行なわれたもので、詳細な先行研究の蓄積がある。^⑪ ここで行論に必要な点のみ改めて指摘すると、以下のような特徴がある。第一に、この時期は「人民の逃亡」が主要な問題になっているように、生産段階で危機的状況が生じていたため、生産基盤の立て直しから着手しなければならなかった。一般の逃民招撫策のほか、税糧減額や折色など徴収方法の改善、輸送負担の軽減など、包括的な合理化策によって苛酷な収奪を和らげ、一定の収取が確保できるようにしている。徴収そのものを強化するよりも、より多くの徴収が可能な状態を作り出そうとしているのである。第二に、そうした方針に沿って具体的な施策を立て、実行するために、中央

から特命を受けた官僚が派遣されている。蘇州府知府況鍾ら九知府を京官から抜擢して別格待遇で赴任させたことや、南直隸巡撫周忱ら六人の大官を主要地域に遣わして「總督稅糧」の任に当らせたことがそれである。巡撫は後に全国的な常設の官となるが、この時点では特に重要な地域にのみ、臨時に派遣されていた。既存の機構をそのまま一律に運営するのではなく、新たな官職設定も含めて、能力ある人材を直接送り込み、各々実地に即した施策を取らせて状況を改善しようというのである。

徴収そのものに関わる施策も、基本的には現場に人員を配備することに尽きる。この方針は、郷村で税糧催徴に当る里長を全国に置き、地域によつては里長の上に糧長を置くといった課役から始まる。里長のような役は明以前からあつたし、県内で一定糧石ごとに上戸一名を出して運糧の監督に当らせるといった糧長に相当する役も、少なくとも元代には設定されている。^⑭ 部糧官が民戸による輸送の統率に当ることも、「富戸は遠倉に輸し、下戸は近倉に輸し、郡県各々正官一員を差してこれを部せしむ」という元の制度の延長線上にあるものと見ることができ、機構の枠組みを設定するに当つて、初期の明朝政権が特別な独自性を発揮したわけではなく、むしろ基本的に前代のもをを引き継いだと考えられる。前代と比べて特徴的なのは、里長・糧長のような機構末端の設定に、中央政権が積極的に取り組んでいることである。殊に糧長制は、洪武政権が重視して熟考を重ねた形跡が明らかである。糧長設置の得失を考量し、一度廃止してみてもまた復活させたり、細部に互る問題を指摘して改めさせたりといった試行錯誤を、中央レベルで継続的に行なっているし、洪武帝が糧長らを集めて面諭するなど、皇帝自ら彼らを鼓舞する姿勢も見せている。^⑮

この糧長らを監督するのが前述の部糧官であるが、地域によつてはその上さらに別の人員が配備された。蘇州・松江等の南直隸六府では、宣徳二年に通判・県丞各一員を増し、「糧長を督領し、治農に専一し、秋糧を催徴」させることが定められた。^⑯ これは「治農官」と呼ばれている。治農官は専任の官であり、「部運」など別の任務に流用してはならないことになっていた。つまり、糧長を監督して税糧を催徴する官が、部糧官とは別に、重複して置かれていたことになる。も

つとも、部糧官が不足がちであり、農業の監督という職務は実効がないとして、六年には治農官を催糧官に改め、春夏は「提督農務」に当るが、秋冬は「催部税糧」して所定の倉まで納入すること、すなわち実質的に部糧官兼任としている。^{①7}

また、明代中頃までに広く見られるようになる類似の官に、管糧官がある。正徳および万暦『大明会典』では、宣徳六年に蘇・松等六府で治農官を、「催糧官」ではなく「管糧官」に改めたとしている。^{①8} 宣徳八年五月一五日付の況鍾の奏疏にも「各県額設并管糧主簿等官」「管糧俱丞」という呼称が見えるように、この時期に州県の属官が「管糧」の任務に専従させられることがあったのは間違いない。だが、この時期の管糧官については具体的な史料を欠くので、詳しいことがわかるのは三〇年ほど後の状態になる。成化三(一四六七)年の戸部尚書等題^{①9}からは、当時ほぼ全国の布政司と府州県に管糧官が設けられており、やはり各々の属官が充当されていたことがわかる。府州県の管糧官は倉で税糧の收受・管理に当たっていたらしく、布政司の管糧官は管下を遍歴して「催徴税糧」を行なうことになっていた。明代中期以降には、部糧官よりも管糧官の名が収糧に際して当然のごとく挙げられるようになる。漕運法の改革によって遠距離民運が減少したために、地方官が「部運」する必要が減り、適当な倉に集めて管理するところまでだけ扱えばよくなったので、かつて部糧官に任じていた府州県の属官を、代わりに管糧官に任じるようになったのかもしれない。^{②0}

軍糧などは是非とも必要な税糧が滞っている時に、中央から臨時の人員が別途派遣されることもある。山西では宣徳二年正月に「布政司・按察司の堂上官各一人」を派遣して、累積した未徴分を督促させることとしているが、六年二月の時点では、さらに巡撫于謙以下、従行主事らが手分けして催徴(分催)、参政・参議らが行き来して督促(往來催辦)していた。^{②1}

既に明らかにされているように、糧長は里長らを監督して任務を遂行するが、単に里長を介してだけ一般民戸と関わるのではない。滞納者への督促や納められる糧米の品質検査など徴収業務に自ら携わり、輸送に際しては運搬の手配と費用の工面も行なう。^{②2} 部糧官は糧長らを監督し、少なくとも税糧を積み出して所定の倉まで運ぶ段階では、陣頭指揮を取って引率していくことになる。治農官・催糧官は、自ら郷村に出向き、「郷・都の糧長・大戸の家を遍歴して泊まり歩く」と

いう者がいるほど、糧長らとじかに接して督促した。府州県の管糧官は、平素から「里書・攬納之人」と馴れ合っていると指摘されているように、收糧業務を直接監督する役割を果たしており、布政司の管糧官でさえ、管轄区域が広すぎて実効を上げられないと言われつつ、管下を巡回して催糧を行なっている^⑧。いずれもひたすら收糧の現場である郷村や倉で、納糧戸や、少なくともより納糧戸に近い位置にある人々と接触して徴収を促す業務を担っていることになる。

これらの人員の役割分担と責任体系は明確でない。府州県の上にさらに布政司の管糧官がいて巡回して来たり、常設の催徴要員に限らず配置されている上にさらに臨時の催徴要員が送り込まれるなどは、屋上屋を重ねるとしかなし得ない。收糧に対する責任も、部糧官はともかく、州県の掌印官については曖昧である。治農官などは、收糧状況に対して責任を問われないので、まじめに督促せず、糧長と馴れ合って包攬に加担する者もいて、むしろ欠損を出す原因になると言われていた^⑨。管糧官も同じ弊害を指摘されている^⑩。積欠徴収のため催糧の人数ばかりむやみに増されることは、当時でさえ無益と喝破されていた。宣徳三年八月の進士魏淡の上奏は、他の任務による差官も含めて「一郡の間、凡そ数百人、謹恪なる者は多く糜給を費やすに止まるも、貪酷なる者は動もすれば輒ち軍民を虐害す」、六年二月の山西巡按張勗の上奏は「徒らに民を擾し、事に益なし」と断じている^⑪。

多くの人員が活動すれば、それだけで費用もかかり、程度の差はあれ中間搾取も必ず存在する。里長・糧長から始まって、徴収に関わるすべての人員について、癒着と不正取得の弊害が指摘されている。これらは当然のリスクと言うべきものであり、許容範囲を超えなければ黙認する方針であったのは明らかであるが、人員を増せばそのリスクも増えることは認識されていた。それにもかかわらず、明初の政権は、税糧徴収の実績を上げるために、効率的な組織運営よりも、人員の増加投入という方法を取っている。質よりは量に偏した強化になるので、糧長にせよ、治農官のような委官にせよ、徴収を確実にしたい地域に限定しての設置になるが、非効率であり、コスト高は避けられない。

だが、現場に人員を投入すれば、取り立てて回る手足は確実に増える。概して彼らは厳しい催促を行なっていたようで、

糧長・里長を鞭打つなど苛酷な督促が問題になっている。^④長洲県で糧長が群衆に殺されたという事件も、「上司の徴糧緊急」であったがために、糧長が滞納者を引き出して責めたてた結果起こったものである。^⑤拷打や財物強要といった問題は、それと表裏をなす癒着・馴れ合いとともに、これらの人員が現場に密着して活動していた証拠である。ともかく催糧の場面が多くなれば、一定の成果は必ず上がる。明初にあつては、納税者にじかに接して圧力をかける監督者がおり、そうした監督者にまたじかに圧力をかける者がいることが、欠点はあつても信用できる徴収促進策であつたのだろう。

逆に言えば、正規のヒエラルキーを通じた文書主体の管理運営というのは、全く当てにならないことである。洪武二〇年頃成立の『御製大誥三編』臣民倚法為姦察第一には、建昌県知県が夏税の延滞不納によつて、府から文書による督促を二十八回に互つて受けたが答えなかつた、甘泉県知県が不正に隠匿した税糧を、同じく府が四十八回に互つて督促したが黙殺したといった実例が挙げられる。これらの地方官は上司を徹底的に無視した上、他にも悪事を重ねたとして、見せしめ的に厳刑を蒙っているが、要するに知県のサボタージュがここに及ぶまで、府は何も手を打てなかつたのである。宣徳三年八月には、差官の弊害を取り上げて、官を派遣する代りに「およそ買辦・催徴についてはすべて府県に文書を送り、期限を立てて京師に赴き輸納させ、かつ巡按監察御史・按察司官に時期が来たら監査させ、遅延した者は罪せよ」との提言がなされ認可されているが、^⑥その後も催徴のための差官がなくならないところを見ると、実効を上げるのは難しかったようである。

機構内各員の怠業を防ぎ、効率的に組織を運営していくには、整然としたヒエラルキーに則つた管理統制の方法と、それが成り立つための基盤が必要である。明初の時点では、それらが整つてもいなければ、よく理解されてもいなかつたものと考えられる。そこに至るまでは、人と人との直接的な接触によつて圧力をかけ、その場で何がしかの成果を引き出す以外、頼りになる手段がなかつたのであろう。

① 『諸司職掌』吏部・考功部・考覈。

② 『諸司職掌』吏部・選部・選官には「作缺。凡内外官員、考滿・待

親・致仕・丁憂・殘疾・極刑、考功・司勳來付案呈、本部立案作缺、類写缺本、赴内府銓注」とある。

③ 『元典章』戸部卷十・納稅・稅糧違限官員科罪（註⑩所引部分の統き）には「任滿官、但有拖欠稅石、無得給由。如有看循故行給由者、定勒陪納拖欠稅石、更行斷罪」とある。

④ 原文「赴部給由」であるが、一般に給由は吏部で考覈を受けるための証明書發給を指すので、「給由赴部」の誤りかと思われる。

⑤ 『況太守集』卷十・為民保留邑令奏。

⑥ 『況太守集』卷十一・陞授按察使職銜署府事奏。

⑦ 『明實錄』宣德二年正月丙午条。

⑧ 『明實錄』宣德五年正月丁巳条。

⑨ 『明實錄』永樂元年一月庚辰条。

⑩ 『大明令』吏令に「凡各処府州県官員、任内以戸口増・田野闢為尚、所行事蹟、從監察御史・按察司考覈明白、開坐実跡、申聞以憑黜陟」とある。

⑪ 『春明夢餘錄』卷三四・吏部・考課には「有司官考滿至部、如戸口不増者送問、清軍得三分以上者得陞、其餘雖錢糧未完、不在問例」とある。

⑫ 特に森正夫『明代江南土地制度の研究』（同朋舎、一九八八年）第三三章に詳しい。

⑬ 『元典章』戸部卷七・押運・糾察運糧擾民。

⑭ 『元史』卷九三・食貨志一。

⑮ こうした点は、天下に公布された正・統『御製大誥』の中でもしきりに強調されている。

⑯ 『明實錄』宣德二年四月庚申条、及び『況太守集』卷七・治農官改

兼催糧官奏。

⑰ 『明實錄』宣德六年二月己亥条、及び『況太守集』卷七・治農官改兼催糧官奏。

⑱ 正徳『大明會典』卷三七・徵收一・稅糧・事例、万曆『大明會典』卷二一・倉廩二。

⑲ 『況太守集』卷十・保留治農官補缺奏。

⑳ 『皇明條法事類纂』卷一四・責限住俸徵糧例。

㉑ 星前掲書第一章第三節參照。

㉒ 『明實錄』宣德二年正月癸丑条。

㉓ 『明實錄』宣德六年二月己酉条。

㉔ 梁前掲書第一章參照。

㉕ 『況太守集』卷十・拿解臬佐貪官奏。

㉖ 『皇明條法事類纂』卷一四・責限住俸徵糧例。

㉗ 『況太守集』卷七・治農官改兼催糧官奏。

㉘ 『皇明條法事類纂』卷一四・責限住俸徵糧例。

㉙ 『明實錄』宣德三年八月甲午条および六年二月己酉条。

㉚ 例えば、府経歴が「節次以催併秋糧等項為由、非法用刑拷打（『況太守集』卷十・拿解佐貳貪官奏）、催糧臬丞が「下郷催糧、將（糧長楊）旭等責打逼要銀兩（同・提取貪賊逃避官員奏）」などと指彈されている。拷打に至らぬまでも「有糧里在県、為因差來官員人等催併緊急、着令借辦、納足後於里甲処取討（同・卷九・請建立義役倉奏）」といった指摘もある。

㉛ 『況太守集』卷十・夥殺辦公人命奏。森前掲書二四一～二四二頁が取り上げる。

㉜ 『明實錄』宣德三年八月甲午条。

三 考成法への道

明代半ばになると、税糧徴収に関わる人員の処分規定が根本的に建て直され、一律の規準に基づく成績不良者の摘発と処罰が、機構統制の基軸となっていく。その変化の兆しが最初に見られるのは、成化三年のことである。府州県管糧官の怠慢・腐敗の理由として「稽考の方（業務監査の手段）がない上に、黜罰の例（懲戒の規則）もない」ということが遅まきながら指摘され、改めて全面的な処分規定が作成されたのである。成化三年の規定は以下のとおり。毎年末の納入期限の後、次年二月までに完納できなければ、里長・人戸が枷号（首枷をつけてさらす）・杖併（杖責を科して催促する）を受け、六月になっても未完であれば、州県の「管糧官・提調首領官（吏）」と府の管糧官が住俸（俸給停止）、州県の管糧官はなお首枷を科しつつ催徴し、担当胥吏は取問（正式に取り調べて処罰）される。次年末までに完納できなければ、布政司管糧官・首領官ならびに各府正佐首領官がすべて住俸、担当胥吏は取問せられる。二年たつても未完であれば、布政司掌印官分巡官および按察司分守官（軍儲に対して責任をもつ）が、調書を取られて督促させられ、巡撫・巡按が巡回してきた日に監査を受ける。さらに布・按二司の分巡・分守・管糧官は毎年一回管轄区内の督催状況を巡撫・巡按・本布政司に報告し、もし期限内に完済していれば表彰し、能力不足で催促調達できず、多額の欠損を出し、長期に互って未完が続けば、撫按が黜退するのを許す。

この規定に積極的な意義が見出せるのは、一つには布政司掌印官以下、関係する各官の責任を明確にしている点である。つまり、収糧に関わる地方官を、単一の処分規定をもって統制しようとしているのである。もう一つは巡撫・巡按の摘発によって成績不良者を淘汰するよう定めている点である。総合的な人事評価の一部に加える形ではあるが、収糧状況については撫按が地方官を監督し、考察の対象とすることになったのである。巡撫・巡按は本来中央から派遣される監察官であり、通常の統属機構に組み込まれるものではなかった。だが、ここで撫按が分守・分巡道らの調査報告により評価する

という手続きが整えられ、撫按を頂点として地方末端を監督する行政機構の再系列化・組織化が行なわれた。

この時期には、収糧に限らず他の業務についても、中央政府が巡撫・巡按に、管内の地方官を監督して黜陟を行なうよう指示を出している。巡撫・巡按を地方行政の監督責任者として常時働かせる体制が成立しつつあったのである。そうした理由は、収糧以外の問題も多分に関わっているからで、ここでは明らかにできない。ただ、上記の規定に戻って見ると、全体として監督系統が再構築されていたのは間違いないとしても、細部はいかにも未整理である。州県については「管糧・提調(官)」を挙げて他の正佐官に言及しないのに、府では正佐首領官がすべて巻き込まれることになっている。こうした点は、地方官制の中で、個別の業務に即した責任体系を構築するまで至っていなかったことを示しているよう。

責任を課せられた諸官の処分も住俸に止まり、処分そのものの圧力に本当に期待していたのかどうか疑わしい。住俸期間中は実際に働いていても在職期間として計算されず、それだけ考満が先延べになるので、名目的なものに過ぎない俸給の支給停止よりは、もう少し重みのある処分である。だが、後述するように考満に拘らず昇進する道はあるし、昇進にこだわらなければ延々と居座ることは可能である。そのことは最初からわかっていたので、「拖欠数多、年久不完」という事態が予め想定されているのであろう。その場合は黜退を受けることになっているが、規準は明確にされていない。未納額が「数多」で滞納期間が「年久」というのは曖昧であるし、「黜退を許す」というのは撫按の裁量次第ということである。管下各官の実績評価と、それに基づく人員淘汰を撫按に一任していることになる。

収糧に関する責任体系の整理と、より実効の期待できる客観的な処分の規準が見られるのは、嘉靖期になる。嘉靖二九(一五五〇)年の戸部題准^②は、次年正月末の時点で司府州県各官の拖欠を撫按が摘発するとし、「十等分して、未完が三分以下であれば、管糧官の俸給を日を限って停止する。五分以上であれば、管糧官は降級調用、掌印官は住俸として完済の日に支給を再開する。七分以上であれば、管糧官は革職閑住、掌印官は降級調用とする」と定める。考満の際に錢糧を完済した者のみ給由を許すという規定も、それまでに何度か復活が図られているが、『嘉靖新例』に引く戸部題准は改めて

これを規定し、より実効を上げるよう条件を課している。各府管糧官および州県掌印官・管糧官は、考満に際して錢糧完済の場合のみ給由を認めるが、「まだ考満を迎えていない者は、特別に能力があったとしても、推陞・行取を許さない」。地方官が考満を待たずに昇任していくことで、前記の規定が無意味になることを警戒したのであろう。だが、それでは人事の柔軟性を阻害して不都合というところらしく、続く題准で「本当に特別な能力があつて、吏部が考満を待たずに計らつて推陞・行取した者は、撫按官が同じようにきちんと監査するのを認め、もし拖欠があれば追徴補完させて、はじめて離任を許す」と改めている。考満であろうがなからうが、錢糧を完済しなければ離任できないように改めて、抜け道を防ぐ手段を講じたのである。

ここに及んで、収糧未完に対する処分規定の対象は、管糧官と掌印官に限定され、特に州県掌印官は初めて明確に責任を定められた。処分はまだ比較的緩いが、離任時に完済を求める規定を厳しくしているのは、実際に圧力をかけようとする姿勢の表われと言えよう。この両者に対象が絞られた理由は、比較的容易に説明できる。明初に収糧責任者として規定されたのが、部糧官・提調官といった税糧の集積管理・輸送に直接携わる官であつたのは、現物主義の財政システムが、穀物の形で徴収した税糧を穀物の形のまま納入先ごとに配送することを要求したからである。漕運制度の改革によつて、民運の大半は近くの水次倉までの集積に変わり、さらに税糧の銀納化が進んで、穀物の管理・輸送者の重要性は減じた。だが、特に州県掌印官が収糧責任者として重きをなす決定的な要因となつたのは、一条鞭法の普及であらう。既に指摘されるように、賦役が銀納されるようになって、その徴収ルートは受け取り先によつて細分化されており、これを最終的に一本化したのが一条鞭法であつた。^④受け取り窓口が一本化するとすれば、それは官僚機構上最末端に位置する州県以外にあり得ない。一部の税糧は本色のまま徴収されるので、その分は管糧官の管轄として残るのであろうが、銀納化された大半の税糧は、役銀とともに州県衙門に、すなわち州県掌印官のもとに納められるようになる。ここに及んで、部糧官のような輸送監督者が徴収に関わる必要はほとんどなくなる。各州県に割り当てられた税糧を徴収する責任が、州県の長官

であり現に自分の手許に集めている掌印官に求められるのは当然であろう。

彼ら地方官の徴収実績を把握し、不足があれば摘発して処分を求めるのは撫按の役割である。成化期と異なり、この時期には撫按による摘発・処分の規準も整備された。だが、撫按が現状把握を怠ったり、規準に則って摘発しなかった場合の措置は講じられていない。これは収糧だけでなく、他の業務についても同様である。遅くとも成化・弘治期には、皇帝の決裁を経た地方での業務の多くが、判で捺したように「各処撫按に行して」実施されることになっている^⑤。あまりに多くの案件が無造作に撫按に任せられているので、すべてが律儀に実施されたとはとても信じられない。少なくとも実施状況を把握・監視する制度なしでは、命令を受け取っても放置し放題になるのは当然である。例えば、嘉靖一六年に礼部尚書の顧鼎が言明したところでは、租税負担公平化のための課税状況清查について「臣は往年に兩次具奏し、今を経ること十餘年、未だ一人も勅旨を遵奉してよく清查する者を聞かず」というありさまであった^⑥。仮にも命令を下した以上、命令の垂れ流しに終わらず実施を見るためには、中央政府が撫按の働きを監視して、撫按に管下の地方官をきちんと管理させる制度が必要であった。これを実現したのが、張居正の推進した考成法である^⑦。

考成法自体については既に詳細な専論があるが、議論を進める過程で誤解を生じないように、その骨子を取って確認しておく。万暦元（一五七三）年一月の張居正の上奏により成立した考成法は、六部・都察院が上奏して皇帝の認可を得た案件について、期限を設けた上で定期的に実施状況を点検する制度である。巡撫・巡按に遅延があった場合には六部が摘発し、六部が隠蔽した場合には六科が摘発し、六科が隠蔽した場合には内閣が摘発する。要するに、中央で定められた業務を、撫按が遅滞なく処理していくよう監視するシステムである。ここで実施状況に責任を負わされるようになったのは撫按のみであり、下部組織は問題にされていない。中央では六部が六科の、六科が内閣の監視を受けるが、正しく摘発したかどうかを問われるのであって、実施の如何ではない。

撫按が三司以下の地方官を監督し、問題のある者を摘発するのは、とうに定着していた制度であり、摘発の規準は特定

の業務ごとに別途定められるもので、ここで始まった考成法が定めるものではない。確かに一般の地方官についても「考成」の語は普通に用いられているし、張居正の考成法施行と並行して、地方官の業務未完に対する摘発・処分規程が改訂されたり新たに設定されたりもしている。税糧徴収に対する処分規定は、万曆二年二月の戸部題准で改訂されているが、州県についてだけ取り上げると、見徴起運錢糧の当年分は全額完済、先年の拖欠分を帶徴（分割追徴）しているのは二分の徴収を原則とし、総計して未完二分以上は住俸・督催、四分以上は降俸二級・戴罪督催、六分以上は降二級・調用、八分以上は革職為民とされている。州県については、掌印官と管糧官の区別が明記されていない。区別があるのに省略されたとは考えにくく、これを監督する司府は「掌印・管糧官」が「一体に査參（監査弾劾）」されるとあるので、掌印官も管糧官も同じく処分されるのだと考えられる。疲弊した地方で、もと五・六分しか徴収できなかったのが、七・八分徴収できるようになった場合は降罰を免じるといった補足規定はあるが、全体としてそれ以前より厳しくなっている。考成法と地方官に対する処分規定とを連係させて、官僚機構の上から下へ圧力をかける体系を形成しようという構想を見て取ることはできる^⑩。

しかし、最終的に末端の州県官が業務を遂行するよう、客観的規程を定め、所定の処分を脅しに圧力をかける施策は、税糧徴収に限っても最低二十年以上は行なわれてきたものである。考成法の導入によって実効に違いが出るとすれば、撫按に未完の責任を問うという一点がどれだけ影響を及ぼし得たかにかかっている。明代の考成法では、六科から撫按に至るまで、処分の規程は明示されていない。撫按が任務を遅延した場合には「六部がこれを挙げる」とされているだけである。どの案件がどの程度未完であればどのような処分を受けるといった細則が、別途定められていた形跡はない。施行に伴って自ずと形成された大まかな規程を参考に、最終的には内閣と皇帝が事情を勘案して判断したと考えられる。

万曆一四年正月に、内閣と万曆帝との間で、考成法に基づく処分をめぐって議論が生じている^⑪。従来、これは考成法の廃止もしくは形骸化のきっかけとみなされているが、私見によれば、そのどちらでもなく、考成法の正常な運用を反映し

たものである。まず、六科が考成法に基づいて「査参」した。六科が弾劾した以上、考成法の規定に従えば対象は六部と
いうことになりそうであるが、内閣の発言は未完案件の件数を問題にしているし、「もしこれを以つて撫按を重責せば」
云々との言が見られることから、ここで問題になっているのは撫按の処分と考えられる。内閣は処分を罰俸と票擬したが、
万曆帝は軽すぎるのではと疑義を呈した。内閣によれば、初期の頃に比べて今回は未完が少なく、任務の遂行状況はずつ
とましになっている。「其の尽く完するあたわざる所以の故は、則ち請う、皇上のためにこれを畢陳せん」、ましにはなつ
てもゼロにはできない理由を説明する。要約すれば、努力しても完遂できない事情がある場合、無理に完遂を要求すると、
弊害の方が大きくなるということである。この改まった丁寧な説明は、考成法の欠陥を指摘しているのではなく、親政を
始めて間もない万曆帝に対する配慮と見るべきであろう。結論として、「今次の罰治は仍お節年の明旨に照らして当とな
す」、つまり従来の決定に沿つて行なうのがよいと述べ、皇帝の了承を得ている。言い換えれば、罰俸というのは前例に
従つた処分であり、結果的にそれが順当とされるのである。さらには、未完が少なかったこの年と比べて、数倍も成績が
悪かつた初期の頃でさえ、処分は「俱に罰治に過ぎず」とされている。「軽きは則ち罰治、重きは則ち改調」という表現^⑩
に見られるように、罰治とは左遷の意を伴う配置転換より軽い罰俸のような行政処分を指す。つまり、もともと考成法に
よつて撫按が重大な処分を受けることは、まずなかつたのである。

そうであれば、撫按の監督業務を野放しにしていた頃よりは、多少は厳密な実施が期待できるとしても、画期的な改善
を予測するのは難しい。考成法が財政上もたらした効果について、張居正自身は目覚ましい成果を上げたと誇らしげに述べ
ているし、反対派は考成法によつて有司が苛酷な催徴を行なつたため小民が苦しむことになつたと、逆の方向から財政上
の成功との関連を示唆している^⑪。だが、張居正が財政改善を自分の政策の成果にしたがるのは当然であるし、反対派とし
ては財政改善を手放しで礼賛するわけにいかない以上、何とかしてその負の側面を指摘しなければならぬのだから、両
者の主張とも文字どおりに受け取ることができない。張居正期の財政好転は、諸般の状況に照らして事実と認められるが、

どれだけが考成法の成果に帰せられるのかを示す客観的証拠は薄弱である。

岩井茂樹は、張居正の財政再建策の中心課題を税糧正額の確実な徴収とし、そのための方法として考成法を中核に位置付けている。そして、その課題がどれほど達成されたかを示すのに、税糧収入の推移を直接的に明らかにできるような史料がないことから、北京・通州に輸送された漕糧の備蓄状況の大幅な改善を取り上げて、徴収実績向上の間接的根拠としている。だが、例えば張居正の伝を書いた王世貞などは、漕糧備蓄の増加を漕運法の思い切った改革の結果として記述しており、必ずしも徴収増加の反映とばかりみなすことはできない。また、張居正政権が当初から綱紀肅正と、その一環としての税糧徴収の強化とを、一種の政治キャンペーンとして行っていたことを考えると、たとえ徴収増加が事実であったとしても、考成法という管理方法の有効性にどれだけ帰せられるかは評価し難い。

管理方法としての考成法に有効性を認めるのは、主として「考成法によって、租税の徴収と送達の責任を負う地方官に大きな圧力がかからない筈はないから」という見解に基づくと思われる。だが、考成法によって変わったのは、撫按以上が管理対象になったことであり、布政司以下はそれ以前から罰則規定をもって撫按に管理されていた。地方官を降罰で脅すことが問題だったとすれば、地方官が否応なしに苛斂誅求に走らざるを得なくなつたとの批判は、考成法を待つまでもなく嘉靖の時点で出ていたよかつた筈である。実際、考成法によって直接影響を受けるのは六科・六部・撫按であるから、彼ら自身が管理を嫌がって反対したのであり、苛斂誅求云々は反対を正当化する口実と見るのが順当であろう。

また、従来の研究では、張居正の死後、考成法が廃止または骨抜きにされたと考えられており、同時に財政状況も再び悪化することから、考成法と財政状況の連関が間接的に示されると見られている可能性もある。しかし、張居正以後、考成法が施行されなくなったと見るのは誤解である。既に触れたように、万曆一四年正月の決定は、考成法の廃止や骨抜きを示すものではあり得ない。そもそも問題となつたのが考成法の存続に関わることでなく、考成法に基づく処分の軽重に過ぎず、それも結局は従来どおりの処分でのよいことになつたのだから、むしろ何も変わらなかつたことを示していると

しか言いようがない。

考成法を廃止したと明確に述べているのは、申時行が「人心を収めようとして張居正の行なった考成法をやめた」とする『明史』申時行伝の記載のみと言つてよいが、これが同時代史料で裏付けられないことは既に指摘されている。筆者の見るところ、『明史』の説は、ここで特定できない筆記・野史の類に基づいたものでなければ、万曆一四年三月の申時行等の陳奏を誤解したのではないか。ここでは「催科急迫之害」を挙げ、「稍文法を寛に」して、査參は見年・起運を基準に、帶徴・存留を後回しにするよう求めたり、「刑獄繁多之害」を挙げ、撫按や恤刑官員（罪囚救済を目的とする再審担当官）に努めて冤罪を晴らさせることを求めたりしている。いずれも当否はともかく考成法の弊害として反対派が取り上げていた問題であるから、これらの点について、有司がやみくもに成績を上げようとしないよう圧力を減じる施策を講じているのが、あるいは誤解を生んだのかもしれない。言うまでもなく、ここで提議されているのは単に考成法を適用する際の規準に関わることであり、考成法自体の存否に関わることではない。同じ奏議の後半で、部院の題覆の際に、既に施行されていたり明らかに実行困難であったりする案件を、みだりに通させないよう提案しているのと同じく、妥当かつ達成可能な規準の設定を主張しているの見るべきであろう。

いずれにせよ、万曆一十九年九月に引退した申時行の執政期間中、考成法が存続したことを示す史料は十分にある。一四一四年七月には「考成査覈未完事件」により巡撫劉世胄等が罰俸処分を受け、一五年七月には戸部が湖広の未完協濟銀を「考成簿内に載入」することを提議して認可されている。一六年三月には濬築・儲蓄など七事について巡撫が府州県の実施状況を毎年報告するとし、「歳報文冊は科院の考成の例内に通入」することとなった。同年四月には南京國子監祭酒が「銀兩積逋の弊を調べ、考成に載入するを請う」て認められた。一七年五月には給事中の条上した六事について「考成法をもつて実挙を講求」することが定められ、一九年二月には蘇・松二府の「難完考成事件」について対策が講じられている。②これらの事案から見れば、考成法は廃止ないしは「事実上の廃止の方向へ進んだ」どころか、むしろ積極的に運用されて

いたと考えられる。

確かに、万曆一七年八月に戸科部給事中等が指摘したように、案件によつては毎年の報告を怠る者があるという「考成玩愒の弊」は見られた。しかし、これは実施に伴う手続き違反が問題になっているのであり、実施がなおざりにされているというのではない。事実、この時には「前のごとき玩愒不報、及び奏報期を愆つ者は参究せよ」との諭旨が下されている。先行研究において天啓・崇禎期の「考成法の復活」を示すとされる史料は、いずれも現行手続きの遅滞・怠慢を戒めたり、新規に考成に入れる項目を定めたりしているものばかりであり、考成法が実際に行なわれなくなったことを証明するもの一つもない。考成法とは、皇帝の命令・認可により義務付けられた業務をきちんと果たしているかどうか検査する制度である。一旦成立した以上、これを放棄することは、皇帝の命じた業務を果たさなくても構わないと公言するに等しい。逆戻りは不可能であつたと言ふべきである。

- ① 『皇明條法事類纂』卷一四・貢限性俸徵糧例。
- ② 嘉靖『問刑條例』所収。
- ③ 推陞はポストを埋める必要から考満を待たずに異動させること、行取は推官・知県から科道官に抜擢することで、特薦があれば考満以前でも異動可能（『明史』卷七一・選舉志三）。
- ④ 岩井茂樹「徭役と財政のあいだ——中国税・役制度の歴史的理解にむけて——（四・完）」（『経済経営論叢』第二九卷第三号）参照。
- ⑤ 『皇明條法事類纂』所収の決定事項は、多くがこの命令を伴う。
- ⑥ 『明実録』嘉靖一六年九月戊戌条。
- ⑦ 張居正は考成法を建議する際に「言官議建一法、朝廷曰可、置郵而伝之四方、則言官之責已矣、不必其法之果便否也。部臣議釐一弊、朝廷曰可、置郵而伝之四方、則部臣之責已矣、不必其弊之果釐否也」と指摘していた（茅・宋前掲論文参照）。
- ⑧ 「はじめに」註①所掲論文、及び小野和子「明季党社考」（同朋舎、一九九六年）第一章。
- ⑨ 『増修條例備考』戸部卷二・錢糧不完州縣司府各官照數查參。なお、万曆『大明會典』卷二九・徵收は万曆元年題准とする。
- ⑩ 『増修條例備考』戸部卷一・凋疲地方完糧不及原情奏參、及び『明実録』万曆二年二月辛亥条。
- ⑪ 従つて、この体系を「考成法体系」と呼ぶことは可能である。しかし、張居正が開始して論議的になった考成法は六科・六部・撫按を対象としたもので、ここでは地方官の処分規定と分けて扱う。
- ⑫ 『明実録』万曆一四年正月癸亥条。
- ⑬ 小野前掲書五二頁及び同註⑬、岩井前掲論文(B)。
- ⑭ 『譚遷敬公奏議』卷五・懇乞聖明早定廟謨以固安攘疏。
- ⑮ 岩井前掲論文(B)一七七頁は「未完」を出したとして査参された官

員」に対する罰俸処分が「軽きに過ぎる」と疑義を提起されたのは「従来はより厳しい重い処分が科せられていたということだ」とする

が、疑義を呈したのは経験を積んだ官僚でなく、親政後間もない万曆帝であるし、輔臣が「初年類參常一二百件、摘參常四五十件、俱不過罰治。……」と釈明している点からして不適當な推論である。なお、茅・宋前掲論文は張居正期に撫按が考成法によって処分された実例を五件挙げるが、具体的に明記されている処分は罰俸のみである。

⑭ 岩井前掲論文(A)参照。

⑮ 同右二五六～二五七頁。

⑯ 王世貞「張公居正伝」(『國朝獻徵録』卷一七)。

⑰ 岩井前掲論文(A)二四九頁。

⑱ 張居正の死後に出た明確な考成法廃止要求が、専ら内閣による管理

四 明代の考成法とその限界

張居正以後、考成法が制度として確立すると、税糧徵收に関する官僚機構統制はどれだけ強化されたと考えられるのか。明末の財政状況を見れば、影響なしと即座に断定したくなるが、財政窮乏は軍費の増大によるところが大きいし、租税の欠損も戦乱や増税による部分があるので、必ずしも徵税が厳しく行なわれなかったためとは言えない。地方官が精一杯努力しても成果を上げられないことはあろう。しかし、考成法と地方官に対する処分規定は、地方官の努力を最大限に引き出す効果を与え得るものであったのか。

まず、処分規定の網の目をくぐる方法は一貫して存在したので、ある程度の欠損が見逃されるのは常にどうしようもなかった。例えば、正式に蠲免を受けることによって、未完錢糧を全く合法的に処理することができた。自然災害などやむ

への反対を掲げていた(『明實録』万曆二十二年三月己亥条)のは、その意味で示唆的である。

⑲ 岩井前掲論文(B)一七四頁。

⑳ 『明實録』万曆一四年三月庚子条。

㉑ 小野前掲書第一章第一節(一)(二)(三)参照。なお、決囚の考成についての反対派の批判に問題があることは、拙稿「明律運用の統一過程」(『東洋史研究』第五八卷第一号)註70参照。

㉒ 以上、『明實録』万曆一四年七月壬戌条、一五年七月乙卯条、一六年三月己亥条、同四月丁巳条、一七年五月庚午条、一九年二月乙酉条。

㉓ 『明實録』万曆一七年八月戊寅条。

㉔ 岩井前掲論文(B)所引。

を得ない事情で全額徴収が困難な場合、被害状況に依じて一定の税糧が免除されるといふ伝統ある制度であるが、被害の認定が現場の裁量次第であるのは常に避けられなかった。張居正執政以前の隆慶四年には、全額徴収しなければ離任できない筈の地方官が、八分を徴収すれば転遷できると言われていたことが指摘されている^①。たとえ災害に見舞われなかったとしても、毎年勝手に二分を蠲免してしまうからだという。張居正期には審査を厳しくしようとしているが、全く認めないわけにはいかず、現に万曆六年度の歳入が五年度より大幅に減少した理由として「各処奏留蠲免数多」が筆頭に挙げられている^②。万曆八年の戸部題准は、蠲免の根拠となる災害報告について、地方官が「無をもつて有となし、軽きをもつて重きとなし、分數を増減」するのを慮っており、被災状況を調査・報告する撫按が分限を侵して恩を売る（侵越市恩）のを処罰の対象とするとの論旨が下っている。とはいえ、本物の災害か単なる「市恩」かを確認する方法は事実上ないので、現実に識別するのは無理であつたろう。

また、起運分はともかく、存留分の徴収実績を上司が把握することは、事実上不可能であつた。起運分は成績に関わるので徴収を心がけるが、存留分は欠損があつても気にしないことは、この時期の前後を問わず指摘されている^④。存留分欠損の皺寄せは、王府の禄糧や官軍の俸給に行く相場が決まつており、州県の収入としては税糧への附加税や銀納化した徭役のほかに罰贖などもあつたので、存留分の欠損で立ち行かなくなることはなかつた筈である。額面どおりの全完が達成できなくても、適当な水準まで満たしたならば、多少の欠損は追究されずに通すことが可能であり、実際に程度の差こそあれ常に行なわれて来たと考えられる。

こうしたごまかしによる未完は、未完として表面に出ないだけに、追究することは無理であつたろう。追究できるのは、正式に未完として上司に把握された分だけであるが、未完が把握され、処分を受けても、降格や免職はおろか昇任の途が閉ざされることも限らなかつた^⑤。崇禎期には、錢糧に関する処分を厳しくする方針が取られたが、それが地方官への圧力につながつたとは言えないようである。住俸や降級処分を受けた地方官は、処分の対象になつた項目を完済した時点で、開

復(処分取り消し)を願ひ出ることができた。従つて、度重なる処分を受けても、一々完済していけば何の問題もなかった。崇禎七(一六三四)年に江南巡按を勤めた祁彪佳の題稿には、そうした地方官が何人も登場する。常熟県知県の楊鼎熙は、在任五年の間に、すべて錢糧による八級の降級を回復した後、さらに残つた十三級の降級分を、該当項目の完済によつて回復している。^⑥ 錢糧考成の処分規定は、項目ごとに追加設定されたので、複数の項目に欠損を出すと、しばしば現実にはあり得ない数の降級が行なわれる代りに、次々と埋めていけば迅速な回復が可能であつた。

補填に際しては、もちろん他の項目から動かすことが行なわれたが、その結果生じる欠損について、責任の所在は極めて曖昧であつた。崇禎七年に呉県知県であつた楊雲鶴は、無錫県知県在任中の天啓六年分金花銀の欠損によつて任俸処分を受けたが、この欠損四〇五〇兩は、さらに先任の知県の万曆四十七年分金花銀の欠損を埋めるために動かして生じたものであつた。欠損が生じたのは楊雲鶴の着任以前であるから、帯徴分として毎年十分の二に当る八百兩だけ補填すればよい、無錫を離任するに當つて後任官に引き継いだ在庫銀兩は八百兩に足りるから、回復を認めるべきだと主張している。^⑦ 錢糧を「全完」したとの名目の下、実際には欠損が次々と引き継がれたことが窺えるが、それ以上に注目すべきは、そうした粉飾処理が堂々と公開され、仮にもそれを引き継いで任期を終えた知県が、そのことを理由に後から責任軽減を求め、認められてゐる点である。構造的な問題点が露呈していても、表面的に辻褄が合つてさえいれば、平然と見過ごされていたことがわかる。

考成法を含む処分規定は、考課とは直接結びついていないので、降級が何十級に及ぼうとも、回復さえできれば人事評価に影響はない。上掲の楊鼎熙は、三年任満の二年半後、降八級を回復した時点で任満の考核を受け、「称職」の評価を得ている。^⑧ 武進県知県の程九萬も、任満の一年四箇月後にすべての降級処分を回復して考核を受け、やはり「称職」とさ^⑨れている。人事評価は、あくまでも考満時や定期的な考察における総合的な(反面、不明瞭な規準に基づく)評価であり、これに基づいて人事異動が行なわれるのが原則である。総合的の評価である以上、もちろん税糧徴収が重視されてもよいわ

けであり、現に万曆期に山西巡撫であった呂坤は、属僚に対して「もし富勢拖欠して、惟だ小民にのみこれ嚴なれば、當に「罷軟」をもって罷むべし」とか、錢糧の送付が遅れた場合「廉慈の道府に係ると雖も先ず「才力不及」をもって註考」と通達している。だが、こうした通達がなされること自体、地方官の事蹟と人事評価の關係は個々の撫按がその裁量で適宜定めるものであつて、機械的に定まるものではなかつたことを示している。然るべき時期に「全完」の体裁を整えることができれば、税糧の徴収不足が恐れるに足るものであつたとは考えにくい。

さらに考えるべきは、仮に地方官が処分を恐れて苛斂誅求に励んだとして、それが本当に徴収量の増加につながつたのかという問題である。明代後半に現われる官箴書には、税糧徴収の方法を指南した部分が少なからず見られる。これらの書物は概ね州県掌印官を対象としているので、彼らが精一杯努力してどれだけのことのできたかを窺うことができる。

「催科に善政なし」と言われるように、租税の納入を強制するのは、どうしても抑圧的な仕打ちにならざるを得ず、督促するほどに民を苦しめ、吏役らの中飽を増やすばかりで税収は上がらないというのが一般的な議論である。しかし、限られた条件の中で、実践的改善策が模索されていることは間違いない。その主たる特徴は二点あり、まず徴収手続きの合理化が挙げられる。合理化策としては、一条鞭法がその最たるものであるが、一条鞭法の施行によって、「大戸重圧の弊を革め、最も良法たり」と称される自封投櫃も可能になつた。もともと現物での個別納入も不可能ではないし、そうしたい者があれば優遇するべきだとは宋代の官箴書にも記されているが、それは例外的な行為だからであり、現実には何らかの形で包攬に頼らざるを得ないのが常識であつた。周知のように、包攬はその後も延々と必要とされ存続するし、自封投櫃の弊害も早々に指摘されてはいるが、自封投櫃が可能になつて、税糧の個別納入が格段に現実的になつたのは確かである。その他、農事サイクルに応じた受領期間の限定、人役の見直しと削減なども推奨されている。いずれも不要な手続きによる納戸の消耗、特に余分な人員が介在することによって必ず生じる中間搾取を減らすことが目的である。「正項錢糧をもって奸を養う」に等しい中間搾取をなくすことは、時代を問わず常に試みられているが、禁止を言うばかりでは効果

がないのは明白である。実際に無駄を省く具体策が打ち出され、広まっていることに意義はあろう。

もうひとつの特徴として、高額納税者の滞納対策がある。明末の税糧滞納の多くが、紳士層を始めとする在地有力者によるものであったことは、すでに指摘されている。「欠多き戸は多く富豪に係る」ことや、「豪民・学覇の拒逋」が徴収阻害の有力要因であることは、当時においても認識されていた。富戸の滞納の敏寄せが小民に回ったとしても、小民から搾り取るには限度があるし、それが特権層への投献を促すようになると、益々有力者からの取立てが重要課題となる。「貧民を責めたてるなど、千人といえども何の益もない」と明言されるように、徴収を上げるには富民から取りたてなければならぬ。

しかし、これを実行するのは難しい。紳士本身はしかたがないとして、その親族・家僮や富民は、一里が完済するまで監禁・枷号を科すという強硬策も上げられているが、これを勧めるものは少ない。徴収開始の告示を出す際に「糧多き大戸」はあらかじめ名指しで注意しておくとか、紳士が来謁した時に比較冊を公開し、やむをえぬ事情を理解してもらおうとか、果ては滞納者が訴訟を起こそうとしたならば、たとえ理に適った訴えであっても、上司が委託した案件であっても受理してやらないという苦肉の策まで、迂遠な対策があれこれと紹介されている。このこと自体、強硬手段で効果を上げるのが難しく、かと言って決定的な策を欠いていた証拠と考えられる。名指しできるほど数が限られた裕福な納税者からきちんと徴収できないのは、ひとえに政治的な力関係によるものである。

明末の地方社会で紳士階層がどれほどの実力をもっていたかは、繰返すまでもあるまい。地方官にとつて彼らを怒らせることは得策ではなく、危険でさえあった。政界の有力者に裏から働きかけたりするまでもなく、撫按の「採訪」という正規の制度によって、紳士層が形成する「輿論」が人事評価に直接的な影響を与え得たのであるから、なりふり構わず徴税の実績を上げることと、多少の処分を受けても紳士層の評判をよくしておくことと、どちらが有利に働くかはわからぬ。実際、すでに明らかにされているように、徴税未完のため降数十級の処分を受けたと言われる知府が、地位を失うど

ころか昇進までしていたり、富戸への督促を熱心に行なわせた巡撫が謗議の的になっていたりするのであるから、我が身の将来を思えばむしろ督促に励まない方がよいという状況もあった筈である。

処分規定が実質的な影響を与え得ないにせよ、数字に表れる実績追求が積極的に評価されないにせよ、制度上の不備に過ぎないのであれば、容易に改善可能であろう。崇禎期には政治的意思として徴税重視が一貫しており、事実として細かい修正は随時加えられている。それにもかかわらず、実効性の薄い制度が保持されたのは、政策上の不手際よりも、地主層の利益に基づいて徴収を抑制しようとする政治的圧力による部分が大きかったのではないか。地主層の滞納が税糧未完の元凶であることを認識していながら、これに対処する制度がほとんど形成されていないこと、それどころか、地主を多く含む縉紳層が「輿論」を通して地方官に掣肘を加えるのを容認していることは、少なくとも国家が彼らの利益を損なうのに消極的であったことを示している。そのような状況にあつては、個別の地方官の創意と努力に期待するしかないであろうが、同時に、地方官が完全に責務を果たすよう追及するのは非現実的であるから、地方官を管理する形の徴税促進策は、不備なものにならざるを得なかったのではないかと考えられる。国家が在地の縉紳層をついに抑えることができなかった明代にあつては、制度の改善にも限界があつたと見るべきであろう。

- ① 『明実録』隆慶四年二月戊申条。
- ② 『明実録』万曆七年三月戊辰条。
- ③ 『増修條例備考』戸部卷二・撫按勘報災傷直速具奏。
- ④ 『明実録』嘉靖八年四月己卯条に「邇來司府州縣催徵錢糧、率于起運者留心督促、以沽才名、而存留者漫不為意。故王府祿糧・官軍俸給空乏為多」とあり、隆慶四年二月戊申条の保定巡撫朱大器奏陳、万曆元年十二月己酉条の戸部尚書王国光奏にも同様の言がある。
- ⑤ 万曆八年には、錢糧未完で住俸処分の解けていない知県が、いつのまにか抜擢されていたのが摘発されている（『増修條例備考』戸部卷二・四・住俸未經開復不許行取陞遷。これは明らかな「違例」であるが、万曆一三年正月の戸部題で取り上げられている知県は、就任後二年でわずかに完四分の実績でありながら、先例に照らせば丁憂を理由に放免されることが問題になっている（『増修條例備考』戸部卷二・查參稅糧不完追論陞遷官員。結果として、催糧が分數に及ばない官は、今後「政任・革職・物故」を除いて、陞遷・丁憂で任を去った場合、「果して経管日浅きに係らば、方めて議免を准す」ということになった。逆に言えば、短期間で昇任・転任してゆく者は、錢糧完済の義務と無縁であつたことになる。

- ⑥ 祁彪佳「宣焚全稿」卷一四・題為遵旨具題開復事（崇禎七年九月初二日題）。『祁彪佳文稿（一）』（書目文獻出版社、一九九一年）では五九～五三二頁。
- ⑦ 祁彪佳「宣焚全稿」卷一〇・題為遵旨題明開復事（崇禎七年七月一日日題）。前掲『祁彪佳文稿（一）』では、三九三～三九五頁。
- ⑧ 祁彪佳「宣焚全稿」卷七・題為遵例考核給繇官員事（崇禎七年四月二十七日題）。前掲『祁彪佳文稿（一）』では、二九〇～二九二頁。
- ⑨ 祁彪佳「宣焚全稿」卷七・題為遵例考核給繇官員事（崇禎七年三月一七日題）。前掲『祁彪佳文稿（一）』では、二六八～二六九頁。
- ⑩ 呂坤「実政録」民務卷四・徵收稅糧。
- ⑪ 呂坤「実政録」民務卷四・歛解辺餉。
- ⑫ 吳遵「初仕録」戸属・定催徵。
- ⑬ 呂坤「実政録」民務卷四・徵收稅糧。
- ⑭ 『州県提綱』卷四・優自輸入戸。
- ⑮ 余自強「治譜」卷五・錢糧門・民自投糧之弊など。
- ⑯ 呂坤「実政録」民務卷四・徵收稅糧。
- ⑰ 吳遵「初仕録」戸属・定催徵。
- ⑱ 呂坤「実政録」民務卷四・徵收稅糧。
- ⑲ 金弘吉「明末清初の税糧滞納に関する一考察——蘇松地域を中心として——」（『待兼山論叢』第二三号史学篇）。
- ⑳ 呂坤「実政録」民務卷四・徵收稅糧。
- ㉑ 余自強「治譜」卷五・錢糧門・審排年之妙。
- ㉒ 呂坤「実政録」民務卷四・徵收稅糧。
- ㉓ 呂坤「実政録」民務卷四・徵收稅糧。
- ㉔ 吳遵「初仕録」戸属・定催徵。
- ㉕ 余自強「治譜」卷五・錢糧門・比較廻紳士法。
- ㉖ 呂坤「実政録」民務卷四・徵收稅糧。
- ㉗ 車惠媛「明末、地方官の人事異動と地方輿論」（『史林』第七九卷第一号）参照。
- ㉘ 井上進「樸学の背景」（『東方学報』六四冊）三三三～三三四頁。
- ㉙ 金前掲論文四四～四五頁。

結 び

清代に入ると、政治状況はもちろん全く異なってくる。入関後の清朝政府が、特に縉紳層に対して、容赦ない徵税を行なったことは有名である。それも徵税を担当する官僚たちへの圧力強化という形で進められており、官界の風紀はここで一変したことが指摘されている。王朝が交替し、軍事政権が推進したものであるだけに、政治キャンペーンとしての効果は明の張居正期以上であつたらうと推測される。しかし、清に関して言えば、単なる一過性のキャンペーンに終わったとは考えられない。官と在地の紳士層との関係が、決定的に変化してしまつた上に、地方行政に対して政権の示す見解が、

明代とは大きく変わってしまい、それが制度の中に定着するからである。

順治・康熙期の主要な政治課題であった治安回復と財源確保は、人事制度の再構築に際して、中心的指標として盛り込まれる。考満・大計の評価が、画一的な規準をもたない総合評価であることは変わらぬといえ、大計は「自ずからまさに錢糧の完欠をもつて首務となすべし」と吏部の覆准で明言されている。^② 順治（一六四四—一六六二）期に定められた陞補の優先順位は、逃人を検挙した官・前任者の不足させた錢糧を徴収完済したため考満を待たずに即時陞任させる官・「卓異」の評価を得た官が一番で、次に白糧を全額輸送したため考満の後で規定に従って陞転させる官、その次に保薦・紀錄に依じて陞し、保薦・紀錄のない者は歷俸期間に応じて陞補することとなっていた。^③ 三年大計の最高評価である「卓異」は錢糧未完の官を当てるのが禁止され、行取も錢糧未完と盜賊案件を有する官は対象外と定められる外、陞補に関する規定では「錢糧・盜案」という略語が、禁止条項の中に頻見される。地方官に対して徴税実績を最重視するこの姿勢は、雍正（一七三三—一七三五）期の『欽頒州縣事宜』に至って「州県の司る所は刑名・錢穀に外ならず」「錢穀の重き者の如きは徴収にあり」と公言され、清朝の基本方針として確立したことが窺われる。

この方針に従って、実際に徴税責任を追及できるように、康熙期には制度が整えられる。徴税実績を粉飾する常套手段であった他項目からの借用と、結果的に責任所在が不明確になる弊害に対しては、交代に関する規定の確立が行なわれている。交代の際に借用・流用を見つけて報告しなかった場合は、すべて新任官の責任で補填させるといった「交盤」規則^④が、処分規定の一分野を形成するようになる。これによって、安易な欠損の引き継ぎは困難になり、責任の所在が確定しやすくなった。

一方、全体構想なく次々と積み重ねられてきた各種錢糧の未完に関する処分規定は、康熙二（一六六三）年に戸部の「考成」として統合・整備される。^⑦ 以後、錢糧だけで降何十級といった非現実的な処分は生じないことになる。降級や革職の処分を受けても降級留任・革職留任という形で職務に止まることができるようなのは変わらないが、処分取り消しには条件

が課せられる。すなわち、処分を受けてから過なくして三年を歴するか、功績による記録で「抵銷（相殺）」するかである。何によって何次の記録を得るかは、やはり処分規定に定められ、戸部の考成規定の中にも含まれる。康熙四年四月の題准では、錢糧の一年内全完について、州県官から巡撫まで、額に応じて記録一次から三次（巡撫・布政司は最高が加職一級）の議叙が定められている^⑨。考滿の評価も、これらの処分規定と連繫しており、「一等称職」であれば記録一次で、後に降一級を抵銷することができるというのに始まって、「不及」が降一級調用、「不称職」が黜革となつている^⑩。もちろん、これらの規定に従つて機械的に昇進・降格・革退がなされるとは限らないが、例外的な措置にはまた一々細則が定められ、不明朗な人事を避ける努力がなされている。実績と人事との結びつきが現実性をもつよう、考課と処分に関する規定が、全面的に構築しなおされているのである。

これらの制度の大枠が明らかに明から引き継がれたものである以上、明清間の制度の連続性は否むべくもない。しかし、地方官に対する清朝の統制制度は、おそらく明清交替なしにはあり得なかつた。あながち政治力の違いばかりとも考えられない。漠然と「事功」を求めるのではなく、「錢糧」や「盜賊」に関する功績を求めると繰り返し明言して憚らない姿勢は、清朝政権が明朝と質的に異なる面があつたことを示している。この差異の由来を単純に決めつけることはできないが、同じ軍事政権から出発した王朝国家であつても、明では早い段階で漢人の地主官僚が政権の中核を占めるようになり、全体として地主層の利害に配慮する傾向を避けられなかつたのに対して、清は満人貴族が皇帝の側近として確固たる位置を保ち続けたという、政権の質の違いを無視することはできない。政権の成り立ちの根本的な部分に関わる可能性がある以上、表面上よく似た制度についても、明清の間の断絶を軽視することはできない。単線的な発展過程の一面期ではなく、全く異質な原理の主導による変化が考えられるからである。

① 岸本美緒『明清交替と江南社会』（東京大学出版会、一九九九年）

第六章。

② 『六部則例全書』吏部則例・薦劾・大計造錢糧冊。

③ 『六部則例全書』吏部則例・陞・即陞先解逃徵欠卓異。

- ④ 『六部則例全書』 吏部則例・薦劾・大計考核。
- ⑤ 『六部則例全書』 吏部則例・行取・知果行取不拘定数。
- ⑥ 『六部則例全書』 六部処分・戸部・交盤・清查交代錢糧。
- ⑦ 『六部則例全書』 戸部則例・考成・錢糧統帑戸部考成。
- ⑧ 『六部則例全書』 六部処分・吏部・事故・降級留任無過開復。
- ⑨ 東京大学東洋文化研究所蔵『六部題定新例』 卷三・戸部・考成・錢糧全完紀錄。
- ⑩ 『六部則例全書』 吏部則例・保題・三年考核原例。

（天理大学文学部講師

Government Control over the Bureaucracy and the Collection
of the Land Tax during the Ming Period

by

TANII Yoko

The main source of revenue for the Chinese Empire since the tenth century was the land tax. In the beginning of the Ming dynasty (1368-1644) this tax had been collected via a specialized institution because of the difficulty of transporting tax grain over long distance. Nevertheless, as a result of the Single Whip Reform 一条鞭法, Magistrates and Prefects, the heads of local government, came to be responsible for the collection of this land tax. By the time of the mid-Ming period, the responsibility for supervising these officials was granted to the Grand Coordinator and the Regional Inspector. This led to a reorganization of the institutions of local government under these two officials. Consequently, Zhang Ju-zheng 張居正, the Senior Grand Secretary, enacted an examination system to promote administrative efficiency, so that the central government could systematically supervise the Grand Coordinators and the Regional Inspectors. Although the kao-cheng fa 考成法 system continued through the Ming period, it could not adequately collect revenue, because of administrative loopholes and conflicts with the landed elites, which continued throughout the Ming period. After the destruction of the Ming Dynasty, however, this situation changed completely. Under the Qing dynasty (1644-1911) government control over officials improved and tax collection and other administrative tasks became more explicit and methodical.